⑸　工事等期間等　次に掲げるとおりとする。
　建設業務は、契約締結日から平成31年12月26日までを標準とする。
　なお、以下の各業務については、下記のとおりとする。
ア　企画立案業務は、事業者提案事項とする。
イ　設計・監理業務は、契約締結日から平成31年12月26日までを標準とする。
ウ　一括賃貸借業務は、供用開始日から10年間以上を原則とする。
⑹　入札方法　入札価格のみならず、設計・監理業務、建設業務、一括賃貸借業務に関する能力並びに長期間にわたる事業運営計画の妥当性等を総合的に評価する総合評価落札方式により行うものとする。
⑺　基本協定及び契約　事業パートナーと（仮称）吹田垂水二丁目計画について基本協定を締結する。
　なお、各業務については別途契約の上、実施する。ただし、企画立案業務を除く
2　取引先の資格　次に該当しない者であること。
⑴　当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
⑵　日本郵便株式会社から取引制限を受けておりその制限期間を経過しない者。
⑶　会社法の特別清算の開始を命じられ、若しくは同清算開始の申立てをされ、又は破産法の破産手続開始、会社更生法の更生手続開始若しくは民事再生法の再生手続開始の申立てをし、若しくはされた者。ただし、手続終結者を除く。
⑷　反社会的勢力と認められる者。
⑸　詳細は入札説明書による。
3　入札手続等
⑴　担当部署　〒100―8798 東京都千代田区霞が関１－３－２　日本郵便株式会社不動産部契約審査担当　電話03―3504―4573
⑵　提案書作成要領等の交付期間、場所及び方法　提案書作成要領等は、平成29年４月14日から平成29年５月25日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前９時30分から午後５時00分（正午から午後１時00分の間を除く。）の間、日本郵便株式会社不動産部契約審査担当電話03―3504―4573において交付する。郵送（送料実費負担）を希望する者は交付担当部署へ連絡すること。
　なお、入札説明書等は、日本郵政グループホームページ（建設工事関係）よりダウンロードすること。
⑶　入札・開札の日時、場所及び提出方法　平成29年８月22日午後３時10分　〒100―8798 東京都千代田区霞が関１－３－２　日本郵政株式会社本社ビル１階入札室
4　入札参加者に求められる義務等
　入札に参加を希望する者は、入札説明書に明記されている申込書等を2017年５月25日までに入札説明書に示す場所に提出すること。
5　問合せ先等
　上記３⑴に同じ。
6　その他
⑴　入札の無効　入札参加に必要な条件を満たさない者の入札及び入札の条件に違反した入札
⑵　手続で使用する言語・通貨
　日本語・日本国通貨に限る。
⑶　契約保証金　要
⑷　配置予定管理技術者等の確認　入札説明書による
⑸　契約書の作製要否　要
⑹　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無
⑺　詳細は入札説明書による。
7　Summary
⑴　Contracting entity : Yoshiharu Miyazaki, Senior Executive Officer of Japan Post Co., Ltd.
⑵　Classification of the products to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : New lybuilt Construction work, Property and Building management and master lease agreement of Suitatarumi 2 chome project (tentative name), JAPAN POST Co., Ltd.
⑷　Time limit for the submission of application forms : 5 : 00 PM 25 May 2017
⑸　Time limit for the submission of tender : 2 : 10 PM 22 August 2017
⑹　Contact point for the notice : Realestate Division, Japan Post Co., Ltd, 1―3―2 Kasumigaseki Chiyoda-ku Tokyo 100―8798 Japan. TEL 03―3504―4573

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成29年４月14日
東京地下鉄株式会社
鉄道統括部長　米　　彰
◎調達機関番号　414　◎所在地番号　13
○第725号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　17
⑵　調達物品及び数量　自動出札機　一式（切替機能付多機能券売機498台・ＩＣチャージ専用機49台・旅行者向け券売機155台・自動精算機338台）
⑶　調達物品の特質等　当該製品は、当東京メトロ各駅のきっぷうりば及び改札窓口内に設備するもので、自動券売機は、貨幣等を投入することで、乗車券及びＩＣカード等を自動発券するとともに、ＩＣカードの入金処理等を行う装置である。自動精算機は、乗車券、磁気定期券及びＩＣカードを所持する利用客に対し、その乗車形態によって不足運賃が発生した場合の乗り越し精算業務と、乗り継ぎ精算業務を自動化するとともに、ＩＣカードの入金処理等を行う装置である。
⑷　納入期限　平成32年３月20日。
⑸　納入場所　東京地下鉄株式会社の指定場所
⑹　入札方法　⑵の物品について入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　契約を締結する能力を有しない者でないこと。
⑵　破産者で復権を得ない者でないこと。
⑶　次の各号に掲げる事実のいずれかに該当しない者で、その事実があった後３年を経過していない者でないこと。
①　契約の履行に当たり、故意に履行を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をしたこと。
②　公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合したこと。
③　他者の競争の参加又は契約の締結若しくは履行を妨げたこと。
④　正当な理由がなくて契約を履行しなかったこと。
⑤　監督又は検査の実施に当たり社員の職務の執行を妨げたこと。
⑥　契約に関し、不正若しくは不当の行為又はこれに類似した行為により事故を起こし、その他信義誠実に欠ける行為をしたこと。
⑦　正当な理由がなくて、契約に関し、東京地下鉄株式会社（以下「会社」という。）との間において現に係争中であること。
⑧　契約に関し、現に履行遅滞となっていること。
⑨　契約の履行成績又はアフター・サービスが著しく不良であったこと。
⑩　申請書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかったこと、その他会社に提出した書類に虚偽の記載をしたこと。
⑪　①～⑦までのいずれかに該当する事実があった後３年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したこと。
⑷　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けた者及び再生手続開始の決定を受けた者を除く。）若しくは手形交換所による取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
⑸　暴力団員、暴力団関係者その他反社会的勢力であること、又はそれらの者との関与があると認められる者でないこと。
⑹　会社で定めた取引先資格審査規則により、資格を有すると認められた者であること。なお、競争参加資格を得ようとする者は、３⑴に示す場所に申請すること。
⑺　４の⑶に示す日から開札の時までの期間に、会社から取引先資格停止基準に基づく資格停止を受けていないこと。